

2019年
4月施行

経営者・人事担当者必見！

働き方改革関連法 対応のポイント

平成30年**11月26日(月)** 13:30~16:30

対 象：品川区内事業者（経営者もしくは人事担当者向け）

場 所：品川産業支援交流施設 SHIP（品川区北品川5-5-15 大崎ブライトコア 4階）
※大崎駅より徒歩5分 五反田駅より徒歩12分

定 員：20社（40名） 参加費：無料

主 催：品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係

働き方改革法案が国会で成立し、2019年4月から順次施行されます。時間外労働の上限規制や同一労働・同一賃金など、中小企業の人事労務に与えるインパクトは大きく、今から対応が必要です。本セミナーでは社会保険労務士の専門家に、法律の内容と対応ポイントを解説していただきます。バブル期をこえる人手不足のなか、働き方改革の具体的な進め方についてまなびます。

セミナー内容

I. 働き方改革法案とは？

II. 具体的な対応ポイント

1. 時間外労働の上限
2. 勤務間インターバル制度の普及促進
3. 産業医・産業保健機能の強化
4. 高度プロフェッショナル制度
5. 同一労働・同一賃金 その他

III. 人手不足の中、働き方改革の進め方

IV. まとめ・助成金のご案内

※内容は変更になる場合があります



講師プロフィール

2012年人事カンパニーに入社。給与計算、社会保険手続き代行のほか、就業規則作成、人事制度の構築・運用支援、職場トラブル対応、従業員研修、モラルサーベイなど、人事・労務分野を得意とする。北海道出身。

講師 千田貴幸

社会保険労務士法人 人事カンパニー代表
社会保険労務士/中小企業診断士

お申込み・お問合せ

下記宛にお電話いただくか、裏面に記載の上、FAXにてお申込み下さい。

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

電話受付時間 9:00~17:00 ※土・日・祝除く



